

平成28年度独立行政法人日本貿易保険 調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本貿易保険は、事務・事業の特性を踏まえ、P D C Aサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成28年度独立行政法人日本貿易保険調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1)平成27年度の契約状況は、表1のとおりであり、契約件数は45件、契約金額は6,232,259千円である。このうち競争性のある契約は40件（89%）、6,169,073千円（99%）、競争性のない随意契約は5件（11%）、63,186千円（1%）となっている。

競争性のない随意契約について前年度と比較すると、件数では2件増加したが、金額では209,175千円減少している。具体的には、入居ビル内の工事2件、社内規程にて定める格付会社からの情報購入契約（複数年契約）の更改、新たに開始した新規職員採用に関する就職サイト事業者との契約などであり、契約件数は増加したものの、大型のシステム関係契約がなかったことから金額は減少となったもの。

なお、平成27年度独立行政法人日本貿易保険 調達等合理化計画において、競争性のある契約の割合を件数で87%、金額で96%とすることを目標としていたが、平成26年度、平成27年度とも、件数及び金額の両方についてほぼ達成した。

表1、平成27年度の調達全体像 (単位:円、千円)

	平成26年度		平成27年度		比較増△減		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争入札等	74 %	5 %	58 %	28 %	30 %	472 %	
	20 件	306,335 千円	26 件	1,753,552 千円	6 件	1,447,217 千円	
企画競争・公募	15 %	90 %	31 %	71 %	250 %	△ 11 %	
	4 件	4,953,443 千円	14 件	4,415,521 千円	10 件	△ 537,922 千円	
競争性のある契約 (小計)	89 %	95 %	89 %	99 %	67 %	17 %	
	24 件	5,259,778 千円	40 件	6,169,073 千円	16 件	909,295 千円	
競争性のない 随意契約	11 %	5 %	11 %	1 %	67 %	△ 77 %	
	3 件	272,361 千円	5 件	63,186 千円	2 件	△ 209,175 千円	
合計	100 %	100 %	100 %	100 %	67 %	13 %	
	27 件	5,532,139 千円	45 件	6,232,259 千円	18 件	700,120 千円	

(2)平成27年度の一者応札・応募の状況は、契約件数は18件（46%）、契約金額は4,547,612千円（74%）である。

このうち、契約の性格や特殊性から、現状では一者応札・応募となることがやむを得ないと考えられるものを除外して昨年と比較すると5件となり、同じ件数となった。

表2、平成27年度の一者応札・応募状況

（単位：件、千円）

		平成26年度		平成27年度		比較増△減	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
2者以上	件数	16件	76 (%)	22件	81 (%)	6件	38 (%)
	金額	5,158,714千円	98 (%)	1,621,462千円	92 (%)	△ 3,537,252千円	△ 69 (%)
1者以下	件数	5件	24 (%)	5件	19 (%)	0件	0 (%)
	金額	82,348千円	2 (%)	149,269千円	8 (%)	66,921千円	81 (%)
合計	件数	21件	100 (%)	27件	100 (%)	6件	29 (%)
	金額	5,241,062千円	100 (%)	1,770,731千円	100 (%)	△ 3,470,331千円	△ 66 (%)

2. 重点的に取り組む分野

(1)競争性のある契約の割合については、平成27年度独立行政法人日本貿易保険 調達等合理化計画において設定した目標を概ね達成しているところであるが、引き続き、調達における競争性を確保する。

(2)高度な専門性が必要な調達については、その特殊性から本来入札では適切な契約ができないことを踏まえて随意契約によることもやむなしとするが、契約金額の妥当性については十分な検証を行う。

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1)随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件については、理事長に報告し、NEXIの契約事務取扱規則第39条の「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。ただし、同規則同条第2号の「緊急の必要により競争に付することができないとき」等やむを得ない場合には、事後に報告を行うこととする。随意契約によることが適当であると認められる場合について、これまで政府・省庁で公表されているケースなどを参考として新たに整理を実施した。

(2)不祥事の発生未然防止・再発防止のための取組

当法人では、契約の意義・目的、種類、手続、留意事項等を記載した「契約手続マニュアル」を作成し、随時改訂してきており、また、このマニュアルを使用して、各部署の調達担当職員を対象とする研修を実施してきている。2016年度においては、以下の観点から2015年度に改訂を行ったマニュアルを使用して引き続き研修を行う。

- ・他法人で発生した予定価格漏洩など、不祥事の具体的な事例をマニュアルに盛り込む。
- ・契約関係ルール等の総点検の中で必要な見直しを行う。

4. 目標

(1)調達における競争性の確保については、引き続き「調達等合理化計画」に掲げた数値を目標とす

る。

(2) 契約に関係するルール等の総点検については、平成27年度から当法人の契約関係諸規程と契約の実態を把握した上で、見直しの検討をすすめてきたところであるが、平成28年度は契約事務取扱規則並びに関連細則、契約に関する手続の処理手順を定めた契約手続マニュアルを再整理し、新たな規程、マニュアルとして制定する（9月を目処）。

5. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を経済産業大臣に報告し、経済産業大臣の評価を受ける。

6. 推進体制

(1) 推進体制

総務部長の指揮の下、同部調達・管理グループ長及び同グループ員が本計画に定める各事項を定常的に実施するとともに、理事長に対し、3.(1)による報告に加えて、定期的に調達業務実施状況の報告を行うこととする。

(2) 契約監視委員会からの意見聴取

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会に、当計画の策定及び改定に際して、事前に意見を求めることし、同委員会の審議概要を公表する。

7. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果については、ホームページにて公表するものとする。なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。